

## パーク上尾団地専用庭使用細則

パーク上尾団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、専用庭の使用に関し、パーク上尾団地管理組約第18条に基づき、次の通り専用庭使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

### （遵守事項）

第 1 条 専用庭の使用にあたっては、上階及び隣接住戸に迷惑を及ぼさないように心掛けなければならない。

### （禁止事項）

第 2 条 専用庭の専用使用者は、専用庭において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 基礎の設置を伴う家屋、倉庫、物置、サンルーム、ビニールハウス、縁側、遊戯施設その他工作物（地価又は高架の工作物を含む。）の設置又は築造
- 二 専用の配線、配管、アマチュア無線アンテナ、音響機器及び照明機器等の設置
- 三 コンクリートの打設及び多量の土砂の搬入又は搬出
- 四 他の専有部分の眺望、日照、通風に影響を及ぼすおそれのある樹木その他の植物の栽培等
- 五 配線、配管、フェンスその他の共用部分等の保存に影響を及ぼすおそれのある掘削又は使用
- 六 その他専用庭の通常の使用以外の使用

### （免責事項）

第 3 条 管理組合は、天変地異、盗難、損傷、その他管理組合の責に帰すべからざる事故等によって専用使用者が蒙った損害に対し賠償の責めを負わない。

### （規定該事項）

第 4 条 本細則に定めのない事項については、パーク上尾団地管理組約及びパーク上尾団地使用細則によるほか、管理組合の決定によるものとする。

## 附 則

### （細則の発効）

第 1 条 本細則は、平成 25 年 5 月 27 日から効力を生じる。

(経過措置)

第 2 条 本細則第 2 条の規定に係わらず、本細則発効時に既に設置され、管理組合の許可を得た設置物については、当該設置物が撤去されるまでの間設置を認めるものとする。